

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。

本日、住民課長は欠席です。代わって、住民課長補佐が出席しています。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1 議案第1号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第2 議案第2号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

議案第1号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第2号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第1号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定については、令和3年に個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため本条例を制定するものでございます。

第1条は、本条例の趣旨について規定しています。令和5年4月1日以降は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本町の個人情報の取扱いが行われることになり、条例施行に関し必要な事項を定める旨の規定でございます。

第2条は、本条例で使用する用語及び実施機関について規定しています。法において使用する用語を例にして、実施機関とは、町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含みます。）教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区といたします。

第3条は、手数料等について規定しています。開示請求に係る手数料は無料とし、開示資料の写しの交付に係るコピー代等の費用については実費徴収いたします。

第4条は、審査会への諮問を規定しています。第1号から第3号までに該当し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、美浜町個人情報保護審査会への諮問を行うことについての規定でございます。

第5条は、委任で、条例の施行に関し必要な事項を規則で定める旨を規定しています。

附則についてでございますが、第1条は、施行期日で本条例は令和5年4月1日から施行することといたします。

第2条では、本条例の施行に伴い、現在の美浜町個人情報保護条例は廃止いたします。

第3条は、廃止する美浜町個人情報保護条例から本条例に変わることに伴い、制度の円滑な移行のため経過措置を設けます。

第1項から第5項では、旧条例における実施機関の職員、個人情報の取扱いの委託を受けて個人情報の取扱いを行っていた者等に対する秘密の保持の義務づけや、旧条例に基づく保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求があった場合の取扱いについて規定しています。

第6項及び第7項は、旧条例で定めています罰則規定のうち、経過措置が必要であるものについて規定しています。

第4条は、旧条例の廃止前に行われた違反行為の処罰については、従前の例によるものといたします。

次に、議案第2号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、美浜町個人情報保護審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

第1条は美浜町個人情報保護審査会の設置についてでございます。

第2条では本条例における実施機関を定義づけています。

第3条は美浜町個人情報保護審査会における所掌事務についての規定でございます。

第4条は組織及び委員で、組織の構成、委員及び委員の秘密の保持について規定しています。

第5条は審査会の調査権限の旨を規定しています。

第6条は意見の陳述で、審査会は審査請求人等から申立てがあり、必要と認めるときは口頭で意見を述べる機会を与えることといたします。

第7条は意見書等の提出等の規定でございます。

第8条は提出資料の写しの送付等で、審査請求時における関係書類の送付について、資料送付方法や審査請求人等の意見聴取及び閲覧日時及び場所の指定についての規定でございます。

第9条は調査審議手続を非公開とする規定でございます。

第10条は答申書の送付等で審査会は諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものといたします。

第11条は委任でこの条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

附則についてでございますが、施行期日で本条例は令和5年4月1日から施行し、ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行することといたします。

経過措置として、この条例の施行の際限に個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の美浜町個人情報保護条例による美浜町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行日に委嘱を受けたものとみなし、町長は施行日前においても、審査会の委員の委嘱をすることができ、委嘱を受けた委員は、施行日において委嘱を受けたものとみなすことといたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 美浜町の個人情報の議案第2号のほうの第4条の冒頭から審査会は町長がというところがあるじゃないですか、5人以内の委員をもって組織する。これ、町長、どういう基準でまず選ばれるのか、前回のそれでいくのか、ほんでまた守秘義務の契約とかというのはやっぱり交わしたりするんでしょうか。

それと、この5人の報酬、この辺ちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

委員については、現存する委員5名おりますんで、そのままの委員にお願いするものとします。それと、報酬については特別職の非常勤扱いとしまして、定めている報酬を支払うものといたします。

それと、秘密の保持についてなんですけど、特別そこは契約することはいたしません。この条例にも定めておりますとおり、この条例を施行することによって、秘密の保持とされることといたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） その守秘義務のところなんですけれども、条例の定めるところというのは理解はできるんですけれども、これ、何かあった場合のときにその契約とかなかっても、それはごめんなさい、分からんところなんですけれども、大丈夫なんでしょうか、何かあった場合。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 従来、この手の委員の委嘱というのはあるもので、それぞれ守秘義務というのが当然あるべしとされておると思います。特に、先ほど答弁させていただいたように、今回の委員の委託に対しては、その守秘義務を怠った場合についての記述は特に明記する予定はありませんが、同じ答弁になりますけれども、条例では定めておりますので、当然、委員さんにつきましては守秘義務を遵守してもらうということをお願いすることになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほかに。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番。今のところのちょっと関係になってくるんですけれども、

補足のところの2番のところです。

先ほど、美浜町個人情報保護、今の現在の審査会の委嘱されている5人以内の皆さんがそのまま委嘱を受けられるということなんですけれども、単純にですけれども、その構成メンバーってどのようになっているか教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 現在の構成メンバーについては、特に職種等を定めておりません。全般的には学識経験者の類いの方を構成委員にお願いさせていただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。最初にこれを質問すると議論が進まないかも。ちょっと細かいことを言うんでマスク外させてもらいます。

まず、議案第1号の第4条の文言の中で、美浜町個人情報保護審査会条例（令和●年条例第●号）云々と、同じように、議案第2号にはもう第1条、第2条のところと同じような記述がありますよね。委任規定ではないけれども、援用規定のようには思いますが、現実に効力を持っていない文章を、これに基づくと、それを条件指定しているような規定ですよね。しかも第1条が第2条を規定して、第1号議案は第2号議案があるところを参考というか、それが第1号議案の条例文の構成する重要な要素となっているわけですよね。いまだ成立もしていない第2号議案の。逆に第2号議案のほうは、第1号議案のそういうところを規定していると。これ規定、入れ子になって論理的に整合性あるんですか。

同時に第2号議案のほうは、文章を見たことのないものまでも第1条ではそうですよね。美浜町議会の個人情報保護に関する条例、これは議案提出もされていないようなものを条件に、しかも条例の第1条という大事なところの大きな要素に何もない、我々これ調べようがないじゃないですか。議会のあれなんでそこまで言うとなれですけれども、翻ってほかの要は条件と合わせてこんな条文もつくとすれば、全然何もない文章を参考に第1条の目的に規定しているような条例案で、これ全体的に整合性あるんですか。そこを一番最初に、ほかに聞きたいところはいろいろありますけれども、どうなんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回の条例の制定について、議案として提出させていただく段階で、この個人情報保護審査会条例に関しては、第1号議案の法施行条例の記載の中で審査会の諮問ということで上げる上で、同時に関連する、引用する条例として記載する必要があるために、まずはこういった書き方をさせていただいた次第でございます。

通常、条例の本文へ書く際には何々条例で過去このように記載して承認された年及び号名を書くこととなっておりますので、議案を提出する段階では承認されていない、しかし関連する条例、引用する条例として記載する必要があるため、こういった書き方になったものでございます。

また、同様に第2号議案の保護審査会条例につきましても、審査会条例の施行について

は、第1号議案の法施行条例の条例名を引用する、関連するものとしての記載で設置において、また、定義において記載する必要があるので、条例に提出する議案の条例本文としては、こういった書き方にならざるを得ないということで、今回提案させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） その記載せざるを得ないとかその辺の趣旨は分かるんですよ。分かっているつもりなんですけど、ただ、将来必ず事実となるものではないじゃないですか。第1号議案、これ一括審議なのであれですけども、でも採決は第1号、第2号ですよ。第1号を可決した後、第2号が否決されたらどうなるんですか。

また、議会側のほうのあれも、そんな議会側の条例とかそういうことは、この引用というかも趣旨している条例なりが否決されたらどうなるんですか。この第1号議案とかは、そういう意味で聞いたんですけどもね。そんなふうに、将来発生するのが確実ではない事実に基づいていないじゃないですか。確実に発生する事実に基づいているんだったら別ですけども、この条件は確実性は100%担保されていないんですよ。その辺が難癖つけてるわけじゃないんですよ。僕としては、もし、後の批判に耐え得るように、議会の議員の一員として誰かに、これやったら条件がこんなにちゃんとなっていていないでしょう、いわゆる入れ子ネストというんですけども、条件で完結しないような状況のもんで議論して成立させたんかというふうに聞かれると、自分の中でも答えようがないので、今質問しているわけですけども、どうですか。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前九時十九分休憩

———・———

午前九時二〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お時間いただきましてありがとうございます。

この第1号議案、第2号議案、それぞれ関連するものとして提案させていただいておりました、どちらかが可決でどちらかが否決とかいうことは、現実的にはこの議案を提出させていただいた側としましては、あり得ないというふうには考えておりましたので、この関連する条例として提出させていただきました議案のとおり、こういうふうなそれぞれの条例名、施行日名については、こういった記載をして提出させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 十分あれは問題ではないですか。否決、成立しないことはあり得ないって、議会は美浜町の最高議決機関でありますよね。それが理事者の議案の提出者のほ

うから成立しないことはあり得ないということは、提出したものは成立させろということですか。町長、議長にもお聞きしたいですけれども。そうなるとそもそも論の話になりませんか。今の答弁では。そんなことまでも言いたくないんですけれども、例えば、そういうことはなくても、提出した長として施行には間違いはないであるとか、この条件については云々とかそういう答弁がいただけるのであればまた別でしょうけれども、今のだと提出したものは必ず通せとしか取れないですがいかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） すいません。私先ほど言いましたのは、何て言うか、承認されるのが当然というふうなことではなしに、第1号議案が承認されて、第2号議案が否決されるというふうな、そういった第1号議案、第2号議案がそれぞれ違う結果になるということは、ちょっと想定しなかったという意味でさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） こっちの早合点で理解もちょっとうがった見方をしまして、また、少しきつい表現をしましたが、ここはおわびをいたします。ただ、しかし提出者としてはそうでしょう。普通に間違いのないものを国からのそういう上位法の改正に基づいて、それに町の事務事業を粛々と遂行するために制定していくんですからね。

ただ、普通に理解がし難かったもので、後から成立するものの条件を最初のものに入れるということでは、やっぱりおかしいと思って仕方ないんですよね。それが、こう書かざるを得ないというのも半分分からないこともないので、例えば、その町村課であるとか、そのどこかの法務部門であるとか、そんなところへ問合せとか、そういうのがあるのかないかとか、この部分でも美浜町さんはこういうふうな大体条文の見本という用語弊がありますけれども、こういうふうな形もありますよというものがあって出されるというものなのか、その辺が違って聞きたいんですよね。ただ、でも単純に後から成立する条件を先のものに入れるというのは、やっぱりなかなか納得し難いんですけれども、それはそれとして、この手続上、そんないろんなところに相談があって出たんだというようなことはあるんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回の条例の制定につきましては、国からの制定例、また関係機関との情報を加味した上で、今回の条例の提出に至った次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほかにないですか。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 先ほどのちょっと引っかけたんでもう一回お聞きしたいんですけれども、その守秘義務のところありましたでしょう。ちょっと引っかけたんであれなんですけれども、結局、これ前回の分というのは平成16年の条例から廃止されてということで、かなり、年数的には大分経っているので、例えば、ネット環境の違いもかなり出

てきていますし、個人情報というのはかなり重視されているような時代になってきております。

情報漏えいのためにどここの市で何かあったとか、いろいろUSB落としたかなんかもあったと思うんですけども、そういうことを考えると、やはりやっていただく方に大変失礼になるかも分からないんですけども、やはりこういうのは契約したほうが、この下にも職を退いた者もやっぱり漏らしてはならないという、ちょっと漠然としすぎかなって思う。時代に沿ったという意味でもこれは書くべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 通常こういった委託をお願いするときには、承諾書という形でこの委員を承諾するというふうなものをもらっております。従来については、守秘義務、その秘密の保持とかいう記載まではしていませんでしたが、今後、そういった承諾書を頂く際にはそういった記述を一文添えるようにいたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今のところ少し聞きたいんですけども、審査会の委員5人いらっしゃるって、その5人って決まっていたんですか以前、何かこの審査会規則、16年12月規則第3号によると人数の規定はないですよ。でも5人いたのか。いたんでしょうね。少し気になる。

それともう一点、この条例で懲役2年罰金100万円以下というような、罰則にははかりかなり大きいとか強いとか、大体過料が云々のなのが条例には多いようなふうに聞きますが、そこまでされているということは、情報漏えいに関して町としてもしっかりしているのか、今まで以上に守秘義務が高くなり、そんなふうに努められているとは思いますが、そんな関係の中でうちの情報セキュリティポリシー基本方針ってございますよね。この中で例えば、この個人情報セキュリティレベルですか、これはどれぐらいにしているのかとか、委託者へどのように浸透させるのかとか、また事故が起こった場合の金銭的な被害についての担保について、そういう一般企業では保険がありますが、この町もあると思うんでその辺は十二分に手当てされているのか。あともう一個何やったかな。思い出したらまたします。取りあえずそこまでお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず委員につきましては、以前から5名で委託して期限をもって委嘱しているところでございました。今現在も5名でございます。

その罰則の罰金とかにつきましては、旧条例でもそのところは制定しておりますので、それを踏襲する形でございます。あとはもう一点なんだ、セキュリティにつきましては当然このセキュリティポリシーに関することでは、最上位の対応をすることになってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 保険の担保のほうがどうなのかというのは、この後答えてください。情報漏えいの事案が不幸にして発生した場合、町が損害を被ることもあるでしょう、今回、例に何か月前だったかな、もっと前かな、尼崎市で業者がUSBを紛失して大問題ありましたよね。これで、損害賠償を請求したという、たまたま11月終わりに記事に出たので記憶あったもので新聞持ってきたんですけれども、そんなふうになると、町は漏えいがあったとき、こういうふうな事案があったときに住民さんからの電話が殺到するらしいです。何十人、書いていないですけれども、それぐらいのレベルで電話対応するということは日常業務ができない、日常業務ができないから残業になっちゃう。この分も損害として発生する。例えば文書を対象の方にお送りする等々発生すると思うんですよ、費用はね。

その損害を被ったのにまたその損害を何とかするのに、また一般財源を投じて税金を投じてするなんか、納税者にとれば二重に被害に遭うようなものなので、町の被害はつまりの住民、納税者の被害ですので、だから、その辺ちゃんと保険を担保してそういうようになっているのか、またこれは業者に損害賠償請求ですけれども、例えば職員、そういうことはうちの職員にはないんでしょうけれども、仮の話ですから、仮というか危惧する話ですから、職員の方もそういうことで情報漏えいが起こって、そういう場合は損害賠償に対して求償するのか。そのあたりをお聞きしたいです。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。45分から再開します。

午前九時三十三分休憩

———・———
午前九時四十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 貴重な時間をいただきまして誠に申し訳ありませんでした。

先ほどのご質問ですが、町の瑕疵に対しての情報漏えいに対する保険対応についてですが、今現在加入しております全国町村会総合賠償補償保険制度の内容にもあります、個人情報漏えい保険というのに当町の保険には該当しておりますので、対応しておりますということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第2号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第3 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第4 議案第4号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3 議案第3号、日程第4 議案第4号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第4号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしている新旧対照表についてもご参照ください。

議案第3号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため美浜町職員定数条例ほか9条例の一部改正と、美浜町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

第1条は、美浜町職員定数条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正による定年年齢引上げに伴い、定年引上げ期間中は定年退職者が2年に1度しか生じないことから、定員が一定であれば、国が求めている新規採用者数の平準化をすることで、条例で定める職員の定数を超える可能性があるため、町長の事務部局の職員61人を64人に、教育委員会事務部局の職員24人を25人に改めるものでございます。

第2条は、美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正及び用語の整備をするものでございます。

第3条は、美浜町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、地方公務員法及び美浜町職員の定数等に関する条例の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制の導入等に伴い、所要の改正をするものでございます。

第4条は、美浜町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、地方公務員法及び美浜町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするもので、減給の

効果として懲戒発令時点の減給額が現に受ける給料等の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給料等から減ずる旨を定めるものとさせていただきます。

第5条は、美浜町職員の勤務時間に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正及び用語の整備をするものとさせていただきます。

第6条は、美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正及び用語の整備をするものとさせていただきます。

第7条は、美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、地方公務員法及び美浜町職員の定年等に関する条例の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制の導入等に伴い、所要の改正をするものとさせていただきます。

第8条は、美浜町職員の給与に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正による定年年齢引上げに伴い、60歳を超える職員の給与の措置に関する改正や、引用する条項の改正及び用語の整備をするものとさせていただきます。

主な改正内容は、第11条の2は定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用職員の給料月額に係る規定を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に係る規定に改め、あわせて第11条の3再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規定を削除いたします。

附則につきましては、60歳を超える職員の給与に関する措置として、附則第6項から第12項までの7項を加えます。

附則第6項は、当分の間、原則60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料月額を当該職員の属する級・号給に応じた給料月額の7割水準とするもので、第7項から第11項までは、管理監督職勤務上限年齢調整額に関することを定めるもの、第12項は附則第6項から第11項までの規定等の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

第9条は、美浜町職員旅費条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正をするものとさせていただきます。

第10条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正及び用語の整備をするものとさせていただきます。

第11条は、美浜町職員の再任用に関する条例の廃止で、定年年齢の引上げに伴い美浜町職員の再任用に関する条例を廃止するものとさせていただきます。

改正附則でございますが、このたびの改正に関わる施行期日を令和5年4月1日とし、経過措置等につきまして規定の整備を行うものとさせていただきます。

次に、議案第4号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法の一部改正等により、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職の上限年齢を定める、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制などが導入されることに伴い、美浜町職員の定年等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものとさせていただきます。

初めに、目次ですが、定年引上げに伴い、国から示された条例案を参考に、本則を章に区分したことに伴い追加するものでございます。

主な改正内容は、第1章を総則とし、第1条は、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条項の改正及び用語の整備をするものでございます。

第2章を定年制度とし、第3条は、職員の定年年齢を60歳から65歳に改め、ただし書を削ります。

第4条は、定年退職の特例についての規定で、第1項は管理監督職員の勤務延長についての規定で、定年退職日において管理監督職である職員について、勤務延長が可能な場合を限定する趣旨の規定と用語の整備をするものでございます。

第5条は削り、第6条を第5条といたします。

第3章を管理監督職勤務上限年齢制として加えます。

第6条は管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定。

第7条は管理監督職勤務上限年齢を60歳と定める規定。

第8条は、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定める規定。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例についての規定で、第1項は、引き続き管理監督職のまま勤務させることができることについて。第2項は、さらにその期間を延長することができる規定でございます。

第10条は、異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないとする規定。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする規定でございます。

第4章は、定年前再任用短時間勤務制とし、第12条と第13条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用についての規定でございます。

第5章は雑則とし、第14条は、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めるとする規定でございます。

本則の附則につきましては、2項を加え、附則第2項は、定年年齢の引上げに関する経過措置とし、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、定年を2年ごとに1歳ずつ引き上げることを定めるものでございます。

第3項は、情報提供意思確認制度に関する規定で、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用や給与等の情報を提供し、勤務の意思を確認するよう努めることを定めるものでございます。

附則でございますが、第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行し、附則第11条については、公布の日から施行するものでございます。

第2条は、勤務延長に関する経過措置で、第1項は、施行日前に勤務延長を行った職員についても期限を延長できることを規定しています。

第2項は、定年の段階的引上げ期間中において、勤務延長職員が定年年齢に達していな

い場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等ができないことを規定していません。

第3条から第6条までの規定は、定年退職者等の再任用（暫定再任用）に関する経過措置でございます。

第3条第1項では、施行日前に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で常時勤務を要する職に採用する（暫定再任用）ができることを規定しています。

第2項では、定年が65歳となるまでの間、施行日以後に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で常時勤務を要する職に採用する（暫定再任用）ができることを規定しています。

第3項では、暫定再任用職員の任期は65歳に達する年度の末日まで1年ずつ更新ができること。

第4項では、暫定再任用職員の任期の更新は勤務実績が良好である場合にできること。

第5項では、暫定再任用職員の任期の更新は事前に本人の同意を得なければならないことを規定しています。

第4条は町と組合間の暫定再任用の規定でございます。

第1項では、施行日前に組合を定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で常時勤務を要する職に採用する（暫定再任用）ができることを規定しています。

第2項では、定年が65歳となるまでの間、施行日以後に組合を定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、第1項同様に（暫定再任用）ができることを規定しています。

第5条第1項では、施行日前に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で短時間勤務の職に採用する（暫定再任用）ができることを規定しています。

第2項では、定年が65歳となるまでの間、施行日以後に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、第1項同様に（暫定再任用）ができることを規定しています。

第6条は、町と組合間の短時間の暫定再任用の規定でございます。

第1項では、施行日前に組合を定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で短時間勤務の職に採用する（暫定再任用）ができることを規定しています。

第2項では、定年が65歳となるまでの間、施行日以後に組合を定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、第1項同様に（暫定再任用）ができることを規定しています。

第7条は、暫定再任用職員の施行日以降に新たに設置された職等について、これらの職とその職に係る旧定年に相当する年齢を定めています。

第8条は暫定再任用短時間職員の施行日以降に新たに設置された職等について、これらの職とその職に係る旧定年に相当する年齢を定めています。

第9条は、暫定再任用短時間職員の基準日以降に新たに設置された職等について、これらの職とその職に係る旧定年に達している者及び職員を定めています。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について、定年の段階的引上げ期間中において、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用等することができないことを規定しています。

第11条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を60歳とすることを定めたものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。字句の、言葉ですけれども、その定年前再任用短時間勤務職員、後段はいいんですけれども、定年前再任用のいうこの定年というのは65歳を指しているんですか。この文字が65歳を指してこの対象は、例えば今60歳なんで、例えば61、62で定年ですよ。再任用されるということは定年を終わった、定年になったから再任用されるのにその前に定年前再任用というのがちょっと、読んで単純に理解しぬくかって。この定年前再任用短時間云々という職員の名前の定年は、今回決める65という理解でいいのかどうかというのと、それと、その一つ、同じ条例の中ですけれども、定数条例で今回のこの機会に際し、この定員ですね、定数か、職員定数が各部局、各所においてそれで充足できるのか過多なのか、はたまた本当に不足で大変なのかとか、その辺の見直しというか、その辺の検証はされたのか。少し外れるかも分かりませんが、機構改革もされて新しくなった体制でもあって、また今回この定数をこういう諸事情で変えるということですが、これを機会に事務事業を見直してそのあたりの対応されたのか。それをお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、定年前再任用任用職員につきましては、定年年齢が61歳、62歳というふうに引き上げていきます。まずはその定年の前に60歳からその定年までの間に再任用として扱うもので、それを定年前再任用をということで扱います。

あと、定数につきましては、今回、今現在92名ということで定数を引き上げることで議案を提出させていただいておるところです。

今現在の92名が妥当かどうかという議論をしたのかという質問ですが、まずは当分の間はまずは今のこの92名を基本の数としていく予定でございます。今後、またその業務体制、また業務内容によってその必要があれば、その職員数の数の議論もなされていくこととなりますが、今現在は現状の数字でいく予定でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。定年前についてはまたちょっと時間を置いて具体的にお聞きに行きます。

今、要は検討はされなかったということですね。当分このままいくというのは、それはそれは答弁としてあれですけども、私はこれ一回検討されたのかと聞いたので、それは検討、もう少しはっきりお答え願いたい。それともう一点聞きたかったのは、定年に関する条例の第4号かな、第7条の管理監督職務勤務上限年齢60歳、これ何か60歳にする理由というのは、押しなべてどこでも60とは思うんですけども、何かこれみんな60なんで何か根拠あるんですか。お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この定数の際には検討は町長、副町長含めて検討はしております。

あとはこの60歳の年齢の設定についてですが、これはもう国の法令に沿った形での年齢でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この美浜町職員定数条例の一部改正の第8条の第6項に当たるところに関してなんですけれども、当分の間、職員の給料月額はその職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後云々とあるんですけども、ちょっと具体的な意味は、60歳を超えてその年の人の定年までの間に勤めていく状態のときの職員の給与として捉えたらよろしいのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、この制度につきましては、60歳になれば管理職が役職を解かれるという制度でございます。給与については、役職を解かれまして降給をすることになっております。

具体的には、最終的には4級、管理職以外の職で勤務するということになりまして、その給与体系におきましても、課長当時の給与の70%の給与額ということで、定年までのその給与額を定めたものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、その管理職、このことについては管理職の人が60を超えた時点で、そのまま再任用という形になりますか、そういうふうな意味での引き続きの務めとして捉えたらいいのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 再任用という形ではございません。あくまでも正職員という

か従来の職員の立場として、立ち位置として、職員として、延長された定年まで勤めることになってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） その100分の70を乗じた額ということにするという理由ですね。どういうふうなことでなりますか。

○議長（谷重幸君） もう一回言ってください。

○8番（森本敏弘君） 100分の70を乗じて得た額ということになるんですけども、その100分の70にするというその理由ですかね、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） これにつきましても、上位法地方公務員法に沿って定めた割合でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第4号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

今回の改正は人事院勧告による改正でございます、改正内容につきましては2点ございます。

1点目は、給料についてで、民間との格差0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の給料引上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定を行います。平均改定率は0.3%でございます。

2点目は、ボーナスを0.1か月分の引上げでございます。民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分されます。期末・勤勉手当を合わせ年間4.3か月分から4.4か月分となります。

以上2点の改正内容でございます。

お手元の新旧対照表もご参照ください。

今回の条例改正につきましては、本文で第1条と第2条の2つに分かれています。まず、第1条関係は、第27条第2項の改正で、令和4年12月の勤勉手当の改正でございます。

別表第1の改正は、給料表の改正でございます。

第1条の規定のうち、勤勉手当の改正は令和4年12月1日から適用し、給料表の改正は令和4年4月1日に遡って適用となります。給与の内払いとして改正前の給与条例に基づいて支給された給与は内払いとみなします。

別表第2の改正は、等級別基準職務表の改正で、基準となる職務における園長の職務を改めるものでございます。

次に、第2条関係は、第27条第2項の改正で令和5年6月及び12月の勤勉手当の改正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 自分ではあまりあれなんですけれども、その別表になんのかなこれ。こういう一覧表があって最後のところの別表第2の4級の項中というのかな、その文言の中でですねえ困難な業務、困難な業務、以前から出ていたんでしょうけれども、気がつかずにすみません。こんな場で質問もするの少し恐縮なんですけれども、言うのが適切かどうかあれなんですけれども、困難な業務を行う局長の職務、また困難な業務を行う園長の職務、この困難なというのは何か定義があるんですか。

それと、やっぱり議員の扱いは困難なんですかね。美浜町でいえば一局何かなので、局長といえばお一人ですので、そのあたり何か特別な規程なり内規なり運用のそういうのがあるんでしょうか、お聞かせ願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この別表第2の表現につきましては、特に定義というのはありません。それぞれの等級に役職等ありますので、それを経験等において区別するものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それは分かるんですけども、その困難なという表現が、形容詞がついていますので、その困難なというのは何か具体的に、こういうふうなものとかあいうふうなものとか、そういうのはあるのかないのかということをお聞きしたいんです。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 具体的にはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中西秀次君） 議案第6号 美浜町税条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表及び資料をご参照ください。

今回の改正は、固定資産税の減免に関する規定である第71条第1項中4号を改めるものです。

老朽化している空き家等が放置されている要因の一つとして、家屋を除却して更地にすることにより住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなり、固定資産税が高くなることが挙げられます。今回の改正により、固定資産税の減免に関する規定を改め、老朽化した空き家等を除却し更地にした土地について、除却後3年間、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税を減免することで、老朽空き家等の除却を促進し、町民の安心・安全の確保、生活環境の保全を図るものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番。今の減免の件でちょっと関連になると思う。住民さんのやっぱり関心度の高い空き家の問題ですので、関連の一つとして、ちょっと今、私聞き逃してしまったかも分からないんでお願いします。特定空家の指定を受けたら、助言からやっぱり指導、その次勧告にやっぱり進んでいく物件についての質問です。言うてくれたと思

う、ちょっと聞き逃しました。

勧告に進んだ物件については固定資産税の住民用地の特例が除外されますが、この件についてもうちょっと詳しくというかお願いします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 今回の税のほうというのは、特定空家にかかわらず空き家ということということで、今税務課課長補佐から答弁した内容であります。ただ、勧告までいくと龍神議員おっしゃるようなそういう形でその部分は免除の適用が除外されるということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番。そしたら、今度撤去されたら6年度からということ、ほいたら、今度、勧告やっぱり受けたら今もう現にそういうふうな除外というやつを現にもう進行しているという認識で受け取ってよろしいんですね。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） そのとおりでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これ分かりやすく簡単に言うたら、宅地があつて、そこへ家建つたら税金は6分の1になるということ、これもし家を取りのけたらまた元の今までやったら6倍に上がるということ、それが解消されるということなんですか、簡単に言うたら。

○議長（谷重幸君） 税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中西秀次君） 繁田議員の質問にお答えします。

6分の1免除、減免になるという話なんですけれども、その後、更地になったら丸々6分の1の免除ではなくて、そこで補正調整率の0.7%を掛けることになるんで、丸々6倍上がるということではありません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） そしたら、減免後のこの税の負担分ですかね。それについてはその町の負担ですか、国の負担ですか。

○議長（谷重幸君） 税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中西秀次君） 補填する部分はありません。町負担です。しかし、老朽空き家の除却を促進し、町民の安全・安心、生活環境の保全を図るものであり、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今のその質問で、趣旨はよく分かって何もあれですけれども、結局

そんなふうに、町の負担というか町の考えで、税金まけたらという表現はあれかも分かりませんが、下げると。じゃ、そんなふうにしてそういうふうな姿勢が交付税の算定に関して影響等はないんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この場合については交付税の算定にはされるものと思われま

す。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） いや今の交付税の算定にされるものということは、需要額に入るとい

うことなんですか。交付税措置がされるというふうに理解したらいいのか、算定のとき

にマイナス要因というかそれは分かりませんが、そういうふうな、どちらのほうにな

るといふふうにとつたらいいんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 需要額には含まれないというふうに扱われるものでございま

す。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町税条例の一部を改

正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題

とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,556万2千円を追加、補

正後の歳入歳出予算の総額を44億1,373万2千円とするものでございます。

最初に、全体的なことといたしまして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退

職手当負担金の補正がござい

ます。この補正は、給与条例の改正のところでお認めいた

だいた人事院勧告による増額、共済費の標準報酬月額の変更、超過勤務手当、人事評価、昇

格等を要因とする人件費の補正でござい

ます。退職者、退職者の人件費につきましては減

額補正しております。

まず、4ページ、第2表、地方債補正の変更は、上田井地区津波避難施設整備事業によるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページの地方交付税、普通交付税3,064万9千円の追加は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金236万9千円の追加は老人福祉費負担金で、被措置者増加のため実績見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金680万3千円の追加のうち障害児施設措置費（給付費等）負担金と、障害者自立支援給付費等負担金の追加は、心身障害者福祉費、扶助費の増額補正に伴う国庫負担金の増額で、補助率は2分の1でございます。

国民健康保険保険基盤安定負担金の減額は確定によるものでございます。衛生費国庫負担金、保健衛生費国庫負担金415万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で補助率は100%でございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金、住宅費補助金1,974万6千円の追加は、社会資本整備総合交付金で、町営住宅和田C団地屋根外壁改修工事の補助率50%の国庫補助分で、教育費国庫補助金、小学校費補助金27万4千円と中学校費補助金12万3千円の追加は、公立学校情報機器整備費補助金で、GIGAスクール構想児童生徒1人1台端末に係る年間保守費用のうち、令和4年7月以降の9か月分に対し補助率3分の1で交付されるものでございます。

10ページの民生費国庫補助金、社会福祉費補助金85万2千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金で、心身障害者福祉費、委託料の増額補正に伴う国庫補助金の増額で、補助率は2分の1でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金737万7千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、小・中学校における感染症対策や学習保障への取組を国が支援する学校保健特別対策事業費補助金、補助率は2分の1でございます。

消防費国庫補助金、災害対策費補助金150万円の追加は、上田井地区津波避難場所整備事業補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金438万7千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるもの。障害児施設措置費（給付費等）負担金と障害者自立支援給付費等負担金の追加は、心身障害者福祉費、扶助費の増額補正に伴う県負担金の増額で、補助率は4分の1でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、農業費補助金10万6千円の追加は、農地利用最適化交付金と、情報収集等業務効率化支援事業補助金でございます。

財産収入、財産運用収入、医師及び配当金29万7千円の追加は、財政調整基金と教育施設整備基金の利息でございます。

12ページの繰入金、特別会計繰入金1,062万9千円の追加は、後期高齢者医療特別会計に係る繰入れでございます。

基金繰入金、住宅基金繰入金500万円の追加は、町営住宅和田C団地屋根外壁改修工事に係る繰入れでございます。

町債、消防債、公共事業等債130万円の追加は、上田井地区津波避難施設整備事業の変更に伴うものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

14ページの議会費20万3千円の追加は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費179万6千円の減額は、人件費の補正と需用費の追加は電気料金の値上がりによるものでございます。

財産管理費、需用費200万円の追加は、集会場等の修繕費でございます。

青少年対策費、負担金補助及び交付金20万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、ドルフィンスイム教室を中止したことによるものでございます。

電子計算費、需用費110万円の追加は、消耗品費と修繕費でございます。

諸費、償還金利子及び割引料2千円の追加は、昨年実施した健診情報をマイナンバーに連携するための電算システム改修の実績精算による、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金償還金でございます。

16ページの財政調整基金費、積立金19万5千円の追加は、利子積立金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、負担金補助及び交付金は1,595万2千円の追加でございます。

次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金310万円の減額と、農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業31万8千円の減額は実績によるものでございます。

学校保健特別対策事業費補助金42万円の追加は、小・中学校での感染症対策に必要な経費や、児童・生徒の効果的な学習のための経費について1校当たり14万円を補助するもの。

第2弾農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業1千万円の追加は、前述した事業の延長措置でございます。

水稻生産継続臨時支援事業補助金700万円の追加は、水稻作付面積30アール以上の水稻生産者に対して10アール当たり6千円を補助するもの。

漁業者臨時支援事業補助金195万円の追加は、漁協正組合員1人当たり5万円を補助するものでございます。

徴税費、税務総務費33万7千円の追加は人件費の補正でございます。

戸籍住民基本台帳費41万8千円の追加は人件費の補正と、需用費9万円の追加はマイナンバーカードの申請支援に係るものでございます。

18ページの統計調査費、需用費7万円の追加は、報酬からの予算振替でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費3万8千円の追加は、人件費の補正、国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。

国民年金費26万円の追加は人件費の補正でございます。

老人福祉費382万5千円の追加は人件費の補正と、21ページの報償費120万円の減額は敬老会の内容を変更し、イベント会社への委託を中止したもの。使用料及び賃借料25万円の減額は敬老会の開催場所変更によるものでございます。

扶助費460万6千円の追加は、老人福祉施設措置費で被措置者の増加によるもの。繰出金28万1千円の追加は、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費1,701万1千円の追加は人件費の補正と、委託料170万5千円の追加は、障がい福祉サービスデータベース構築に伴うシステム改修費用。扶助費1,500万の追加は、障害介護給付費と障害児給付費の利用実績に伴う不足分の補正でございます。

地域包括支援センター運営費27万8千円の追加と、22ページの児童福祉費、児童措置費13万8千円の追加は人件費の補正でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費38万8千円の追加は、人件費の補正でございます。

予防費415万円の追加は、新型コロナワクチン接種に伴うもので、職員手当等115万円の追加は、超過勤務手当と管理職員特別勤務手当の不足分。需用費50万円の追加は消耗品費、委託料250万円の追加は、5回目接種を実施する体制として、今後の接種に向けた町内5医療機関への個別接種委託料の追加で、いずれも100%国費でございます。

24ページの農林水産業費、農業費、農業委員会費51万4千円の追加は、人件費の補正と使用料及び賃借料で、端末管理システム使用料1万5千円の追加と、備品購入費でタブレット端末購入費19万円の追加は、担い手への農地の集積、集約化を促進するに当たって、農地の状況や農地所有者の意向を迅速に把握するとともに、情報を町や構築等の関係機関と共有するための情報収集等業務効率化支援事業によるタブレット端末の導入費用でございます。

農業総務費20万3千円の減額は、人件費の補正と負担金補助及び交付金、町農業振興研究会30万円の減額は、農業まつり中止によるものでございます。

農地費9万5千円の追加は、下水道事業会計補助金（農集）でございます。

林業費、林業総務費、使用料及び賃借料77万円の追加は、道路沿い支障木伐採に係る重機借上料でございます。

26ページの土木費、土木管理費、土木総務費96万7千円の追加は、人件費の補正でございます。

道路橋梁費、道路橋梁総務費、事業費29万4千円の追加は、防犯灯電気料金の値上が

りによる光熱水費の補正で、道路新設改良費、工事請負費800万円の追加は、町道大三尾33号線改良工事でございます。

都市計画費、下水道費12万1千円の追加は、下水道事業会計補助金（公共）でございます。

28ページの住宅費、住宅管理費、工事請負費3,949万2千円の追加は、町営住宅和田C団地屋根外壁改修工事でございます。

消防費、災害対策費、工事請負費で上田井地区津波避難施設整備工事300万円の追加は、湧水対策のため矢板の設置及び土壌改良に要する費用を予算残額に加え、不足分を上田井地区津波避難施設整備工事（町単独分）から予算を振り替えるものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費71万2千円の追加は、人件費の補正でございます。

教育諸費、負担金補助及び交付金199万4千円の減額は、3校とも無事に修学旅行を終えることができ、キャンセル料が発生しなかったことによる小中学校修学旅行キャンセル料等支援補助金232万4千円の減額と、御坊市が設置する適応指導教室への入室負担金33万円の追加でございます。

教育施設整備基金費10万2千円の追加は、利子積立金でございます。

30ページの小学校費、学校管理費と中学校費、学校管理費は、ともに公立学校情報機器整備費補助金の採択による財源更正でございます。

こども園費、ひまわりこども園費48万9千円の減額は人件費の補正と、需用費57万6千円の追加は、電気料金の値上がりによる光熱水費の増額でございます。

社会教育費、社会教育総務費89万3千円の追加は、人件費の補正と33ページの負担金補助及び交付金で、祝二十歳の集い給付金70万円の追加は、来年1月4日に開催予定の「祝二十歳の集い」が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より延期せざるを得なくなった場合、一昨年と同様に1人1万円の給付金を支給するものでございます。

公民館費、2万円の追加は人件費の補正でございます。

保健体育費、体育施設費、委託料196万9千円の追加は、経年劣化が著しい体育センターの屋根を全面改修するための設計委託業務でございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料として給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は10時55分です。

午前十時四十一分休憩

—————・—————

午前十時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） 6番、高野です。

28ページ、消防費、工事請負費、矢板1枚当たりの単価と何枚打ったんと、係る諸経費をお示してください。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） すみません。矢板の枚数についてはちょっと把握できておりませんが、矢板の設置面積については474㎡ということで、全部四角に囲むんじゃなしに3方向を囲った状況になっております。それと、費用について追加費用ということで1,700万円ぐらいということです。それで、先ほど細部説明でもあったように、予算の残額で約1,400万、それと、その不足分について町単の事業費を振り替えて300万円を持ってきて1,700万円というような状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） ってことは、この300万円も使ったということですよ。これよう分からんけど、これ、まだ通ってない、今審議中、もう使っちゃった。町長、こんなありえん。いかに振り替えの金額であっても、今審議している予算を使っちゃった。どのように説明するんですか。明らかに説明してください。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 既に契約した部分というのが工事です。その工事費については繰越しの予算と、現年の予算で組んでおります。その契約についてその契約を今度繰り越すということはできないという中で、今の現契約については工事内容の変更ということをかけまして、その分最後のほうに工事をする、例えば電気工事であったりとか、外構工事という部分についてを、その分を別契約で回して、今回この発生する部分の費用については、その契約の中で実施するというようなものでございます。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 全く意味が分からん。ここにある300万円使ったんでしょと言うてる。使ってるのよ。ところがこれ成立してない。これ使っていいんかと言うている。どうなんよ、こい、審議中の予算、使いました。我々何のために座ってるの、おかしいやないか。明らかにおかしいでしょ。それをはっきりせいと言うだけです。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） この部分の追加については、別契約で結ぶということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 21ページです。敬老会、変えた理由と評価、どうでしたかという評価を聞かせてください。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 北村議員にお答えします。

この敬老会につきましては、例年9月下旬の開催で今年も予定しておったんですが、コロナの関係の影響で、当初、御坊市民文化会館を予定ということで進めていました。なかなかコロナの関係で、市民文化会館のほうでは換気がなかなか難しいということもありましたので、今回松洋中学校の体育館に場所を変更させてもらいまして、そこでは、体育館の両側の扉を開放して換気ができるような形で今回は進めさせてもらったというところですよ。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） では、来年度からも、そういう方向になると思っていていいですか。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 今現段階では、まだちょっとどういうふうにするというのは、まだこれからのまた検討課題になっていくかと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。まず11ページ、一番下です。利子及び配当金、それぞれ財政調整基金が19万5千円。教育施設整備費が10万2千円。それぞれの残額が先日来の一般答弁の中で10数億と教育のほうは2億だと思えますので七、八倍の差があると理解しています。利子及び配当金はこんな2倍ぐらいの差しかないというのがちょっと不思議かなと思ったので、ご説明を願いたい。

ついでに、何回も立つのあれなんで、25ページ、一番下、使用料及び賃借料の重機借上料、支障木への対応と聞きましたが、この支障木というのは道路のという表現でしたけれども、これは車に対して、歩行者に対しての支障木とか、そういう対応はないのか。4つ、敬老会は今もう言うてもらったんでいいし、取りあえずそれだけお願いします。

○議長（谷重幸君） 会計管理者。

○会計管理者（福島教君） 谷議員の財産収入の利子についてお答えいたします。

今回、利子の追加をお願いしているのが財政調整基金に係る利子と教育施設整備基金の利子になります。それで、何で今の時期にこれ追加が出てくるかという話になるんですけども、当初予算の編成時期との兼ね合いになるんですけども、前回1月の時点で、令和4年度当初予算というのをほぼ予算要求するわけなんですけど、その時点では、財政調整基金に追加で今後2億円ぐらい追加できるだろうと予想していました。

それと教育施設整備基金については、1億円ぐらいの積立てができるだろうと、その当初予算の時点では考えていました。

ところが、その後ふるさと納税とかもいろいろ入ってきて、3月の補正予算で追加の積立てとして、財政調整基金については昨年は4億3千万円の積立て、教育施設整備基金については2億円の積立てを結果的に積み立てることができました。基金条例の中に、積立

てから運用益が生じた場合は、これを予算に計上して積み立てなければならないというふうに書かれていますので、1月の当初予算編成時には、そこまで積立金が増えるということがなかなか予想できていなかったもので、改めて計算し直して、今年度中に発生するであろう利子分を計算したところ、財政調整基金と教育施設整備基金については、当初予算に計上した金額だけでは足りないとお金が入ってくる部分はいいんですが、積み立てようと思うと歳出予算を組まなければならないということになりますので、今回その積立金として不足する分を追加予算させていただいたという経緯になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 重機借上料77万円についてお答えいたします。

まず、道路なのか歩行者なのかというところですが、これについては両方というふうに考えております。今予定している箇所が、和田小学校のプール前から正門まで、それと県道役場前からローソン前まで、それと、ローソンから松洋中学校校門までというふうな3か所を考えております。

ここにつきましては、作業員ともパトロールに回ったんですけれども、以前からやはり、枯れ枝等落下の部分が多い箇所がございます。以前は吉原公園のほうで枝落下による事故等もございましたので、そこらを考慮しながら支障木を伐採していきたいというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） その利子の件ですけれども、そういう仕組みじゃなくて、僕は単純に2億と十数億なのに利子が2倍しか差がないので、それは云々だと、今の説明だと教育は2億円で財調のほうで追加分4億円なのでそういう理解でいいのかな。利子は積み立てなければならないというのと同時に、安全かつ有利な方法でというのがあるので、その有利なところに何かちょっと疑問を感じたんで質問した次第で、僕が今言ったような2億と4億という理解でいいのかどうか後で答弁してください。

それと、支障木ですけれども、やっぱり枝葉の伐採だけなんですか。歩行者も考えているという、歩行者の歩行とか、もしくは例えば車椅子の方であるとか、歩道の路面がご存じだと思いますが大変に荒れております。電動の車椅子であるとか高齢の方が主によく利用されているようなシニアカー、あれだともうタイヤとかホイールベースの関係が非常に危険だと思われる箇所が数箇所、その辺に関してはいわゆる支障木ということだろうと思います。その辺への対応はされるんですか。

○議長（谷重幸君） 会計管理者。

○会計管理者（福島教君） お答えします。

全体の残額に比較して2倍と1倍というのはちょっと小さくないかという今のご指摘かと思うんですけれども、もともと去年度、令和2年度までに積み立てている財政調整基金に係る利子については、当初予算の時点で見込めますので既に予算化しています。先ほど

言いましたように、今回のこの19万5千円と10万2千円につきましては、当初予算時に予想していた金額よりも増えた分に係る利子の分ですんで、2億と予想していたところを4億3千万積み立てましたんで、増えた分が2億3千万、教育施設については1億と予定していたところが、実際には2億積めたので、その上乘せになった1億分、それぞれ当初予算の時点よりも上乘せになった部分に係る利子分だけ、今回追加させていただいているという形になります。

それと有利な運用ということにつきましては、指定金融さんのほうでかなり例年頑張っていたいただいて、市中銀行よりはかなり高い利率の定期をやってはいただいているんですけども、その中でもかなり昨今厳しくなっていてきてまして、令和3年度に比べて令和4年度は、大口定期であっても利率のほうは約半分ぐらいに下がってきているというふうな状況でございます。市中については今もう0.002というふうな、もうとんでもない低い利率になっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 谷議員の質問にお答えします。

まず、今回の補正については、林業費ということで枝の分の伐採ということでございます。質問にございます歩道の部分、ぼこぼこしている、また根上がりしているという部分でございますけれども、これにつきましては、令和5年度の地区要望でも幾分かございました。その中で、私ども把握しているのは、特に役場の前、あと、美佐さんの前、あと中央公民館の前、その辺りを把握しております。

この件については、谷議員も日高建設部のほうへ問合せしていただいたように伺っております。その中で我々が県道の歩道について回答いただいているのは、今年度中にその歩道の部分を修繕するというを伺っておりますので、県のほうで行っていただけるといように思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） どうも、その基金のほうはうれしい誤算なので、何の文句もあるわけではありませんので。

あと2点ほど、単純に29ページの工事請負費、町営C団地の屋根外壁改修、これはどこがやるのか、公表できるんだったらお示しを願いたいし、何社か入札したんだったらそんなどころもお教え願えたらと思います。

それと、最後のほうのいろんな表がついている中で、勤務評定というのは年度末あたりで、そこで昇格とかはいつだったんかもうちよっと遠い記憶で忘れたんですけども、何か級別職員数、ここはかなり異動があるやに思うんですが、このあたり少し説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 工事請負費3,949万2千円についてお答えします。

今現在、町営住宅和田団地B団地、C団地とございますけれども、海側に近いところのB団地が今現在工事中でございます。状況については、屋根の工事を行いながら3階からずっと仕上げているというような状況でございます。

C団地については、以前の議会で設計監理の補正をいただきまして、それが上がってくるような状況でございます。工事費については約3,900万円ぐらいの工事を予定しております。今後のスケジュールとしましては、この予算をお認めていただいた後に入札をかけたいというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） あとは給与表等についてですが、この勤務評定につきまして、は年度末に人事評価審査会というのを開催しまして決定しております。それと、この具体的な数字についてですが、主には5級の課長の職を6級へ昇格さすということとなりましたので、今お示している級別職員数ということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 何か町営の団地のいろんな工事で住民の皆さんも大変迷惑と言ったら語弊あるな、いろんなご負担いただいていると思うんですけども、工事のほうは何ら問題なく円滑に進んでいるという、Bのほうですね、理解でよろしいんですね。Cのほうも十二分に注意して進めてはいただきたいというのを、それをお聞かせ願いたい。

総務課長、さらっと昇格させるということになったというんやけれども、それはそんな説明でいいんですか、何か勤務表の中で、課長級は何級何号以上にするとかそんな規定になったのか。何かその勤務評定とは関係なしに昇格、要は昇格ですよ。何かちょっと釈然としない。物すごく文句があるとかそういう意味じゃなくて、何かすっと釈然としないんですけども、もう一度説明願いたいです。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、このB団地の工事に当たり、住民さんに合同の説明会を開催しております。その中でベランダであったり、そういうところの改修も行いますので、いろんなご意見をいただいておりますけれども、今現在順調に進んでおるというふうに考えておりますし、工事のいろんな苦情に対しては工事現場のほうで対応していただいているというところ、また、別の部分については担当課のほうで対応させていただいているというところがございますけれども、工事自体は順調に進んでおるという状況でございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

まず課長級につきましては、定昇ストップ、言うたら定期昇給をストップした55歳に

なったら6級にするというような、内規ではないですけども、そういうふうになっていたんですけども、やはり、もう勤務評定で頭打ち、5級のもう全く上がらないような職員も出てきています。やはり、課長の皆さんには負担もかけておりますし、郡内見てみましても、やはり、課長級になりましたら6級という部分もありまして、私ども老人ホームのほうも管理者しているんですけども、やはり寮長になると6級、そんな中で、やっぱり課長に、今の課長、ほとんど10年以上していただくという中で、私の気持ちとしてやはり6級にしたい。そういう思いで、今回昇給の1月昇給でございますので6級にさせていただきますという思いでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 要は人事権者たる町長のご判断で、今の課長職の皆様方は、今回の6級のところに値すると。そういう、しっかりとした判断の下に昇給されたという理解でいいんですね。もう結構です。

○議長（谷重幸君） ほかにないですか。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 23ページの予防費の職員手当の分ですが、ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんので、お尋ねします。この超過勤務手当、管理職員特別勤務手当というのは、これはコロナ対策費の中で、交付税100%になるわけですか。

それともう一つ、29ページの教育費の中で、適応指導教室負担金、この御坊市というんですが、ここら辺ちょっとどういうことか、どういう内容かちょっとご説明いただけますか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 繁田議員のご質問にお答えします。

予防費の超過勤務手当と管理職員特別勤務手当ですけども、ワクチン接種に係る分ですんで全額100%国庫補助になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 適応指導教室でございます。

和歌山県が作成しております手引きによりますと、不登校児童の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談指導を行うような施設でありまして、15市町で16教室設けられているところでございます。

今回、予算計上いたしましたのは、御坊市が設置しております適応指導教室メイトさんで、そこに通われている方の入室の負担金、月額3万円の11か月分を今回計上させていただいているところでございます。

このメイトさんでは、そこに通われている子どもさん方が音楽鑑賞したり読書、また自主的な自習活動、みんなでの給食や清掃、また野外活動等々も行われている教室でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,269万2千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金25万9千円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定、人事院勧告等に伴う人件費及び第三者行為損害賠償事務手数料によるものでございます。

繰越金、前年度繰越金82万1千円の追加は、財源調整によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費27万円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費及び第三者行為損害賠償事務手数料によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、保険給付費等交付金償還金29万2千円の追加は、過年度分の保険給付費等交付金の確定等によるものでございます。

添付資料として給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 1点だけ、9ページの役務費で、第三者行為損害賠償事務手数料、追加でありますので、何件ぐらい増えたのか、またこれによってどれぐらい、代位求償による収入というか、入りが見込めるのかお教えてください。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

役務費の第三者行為損害賠償事務手数料ですけれども、これ交通事故で国保で治療をした場合に加害者から賠償として受けるものでございます。これ、事務については国保連に

事務を委託しておりまして、医療費賠償額の6%に消費税を加算した額と、令和4年4月現在の被保険者数掛ける18,86円を求償事務手数料として国保連に支払いが必要であります。それで実績で足りない分の補正をただけでございますので、事故自体は多分300万ぐらいの事故あったと思うんですけども、人数等はちょっと存じてございません。申し訳ございません。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万5千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億3,841万9千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、県支出金、県補助金、介護保険事業費補助金24万7千円の追加は、事務経費に対する補助金でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金26万2千円の減額は、県補助金追加に伴い補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1万5千円の減額は、人事院勧告等に伴う人件費と認定調査委託料の補正でございます。

添付資料として、給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,042万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,833万9千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料77万7千円の減額、滞納繰越分普通徴収保険料3万1千円の追加は、後期高齢者医療広域連合からの賦課見込みによるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金9万4千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費の追加、保険基盤安定繰入金44万9千円の追加は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度分療養給付費負担金返還金1,062万9千円の追加は、令和3年度療養給付費負担金の精算によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費20万3千円の減額は、人事院勧告等に伴う人件費の追加、保険料の賦課見込み等に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金1,062万9千円の追加は、令和3年度療養給付費負担金の精算により、一般会計へ返還するものでございます。

添付資料として、給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 1点だけ、7ページのこの保険料の収入のところですけども、その賦課見込みというのがよく理解できないというか、いわゆる現年度分というのは賦課される割合で、保険料がこうなるだろうなというのは少し理解できるんですけども、滞納繰越しというのはもう現に滞納額があるので、何かそこが賦課見込みというものと何かリンクしているいろいろ変動するのかどうかというところが全く分からないし、今の理解が正し

いのかどうかもちょっと分からないんですけども、単純に滞納なら、昨年度こっだけ残って、今こうあるとかいうそういう単純なものではないんですかね。後期高齢者医療連合会からの賦課によって何か変わるんですか。その辺もうちょっとだけご説明願いたい。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷議員にお答えします。

この滞納繰越分の普通徴収の保険料のほうについても、町のほうから広域連合のほうにそういう情報を提供しまして、賦課については後期高齢者の広域連合のほうで試算されるということで、それらをまとめてこちらのほうに情報が来ますんで、それに伴って、町が補正をかけているところです。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第11号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、他会計補助金21万6千円の追加は、人事院勧告等による人件費の追加に伴う一般会計補助金の追加でございます。補正後の事業収益合計は2億1,924万2千円でございます。

次に、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費21万6千円の追加は、人事院勧告等による給料4万5千円、手当12万4千円、法定福利費4万7千円の追加でございます。補正後の事業費用合計は2億1,924万2千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として21万6千円を追加し、2,366万9千円と定めてございます。

最後に、10ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は426万6千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第12号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費24万3千円の追加は、人事院勧告等による給料3万7千円、手当12万4千円、法定福利費8万2千円の追加でございます。補正後の事業費用合計は1億2,598万1千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として24万3千円を追加し、2,685万9千円と定めてございます。

最後に、6ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億390万1千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第2号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての議題とします。

本件提案者の説明を求めます。龍神議員。

○5番（龍神初美君） 提案理由を申し上げます。

発議第2号は、美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございます。

本条例の制定につきましては、令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和4年4月1日、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が個人情報の保護に関する法律に統合されました。

その後、令和5年4月1日からは、改正後の新個人情報保護法が施行となり、地方公共団体においては、個人情報保護条例の実施機関であります町長、教育委員会、選挙管理委員会などの実施機関から議会が除かれることになりましたので、美浜町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

本条例は、6章57条及び附則で構成されており、第1条から第3条は総則、第4条から第16条は個人情報等の取扱い、第17条は個人情報ファイル、第18条から第30条は開示、第31条から第37条は訂正、第38条から第43条は利用停止、第44条から第46条は審査請求、第47条から第52条は雑則、第53条から第57条は罰則を規定してございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で提案理由説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、発議第2号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前十一時三十九分休憩

———・———
午前十一時四〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

追加日程第14 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

ここで、各委員会の委員長から、委員会の状況について発言を求められていますので、これを許可します。

まず、総務産業建設常任委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。龍神委員長。

○総務産業建設常任委員長（龍神初美君）

令和4年12月16日

美浜町議会

議長 谷 重幸様

総務産業建設常任委員会

委員長 龍神初美

委員会調査（中間）報告書

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47

条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

1、調査事件：保安林の保護育成について

1) 調査の経過

令和3年5月28日、令和4年5月27日の委員会で、担当課より、煙樹ヶ浜の松林における松くい虫被害状況、また、保安林関係主要事業の報告を受け調査を行いました。

2) 調査の概要

被害状況については、令和2年度の被害本数は523本、令和3年度は388本でありました。ここ2年の被害量については、130m³ほどです。うち胸高直径15cm以上の被害本数では、令和2年度は320本、令和3年度は278本で、被害本数は減っております。

しかし、被害量を見ますと、令和2年度121m³、令和3年度125m³と増加しており、例年よりも太い松が被害に遭ったと考えられます。

3) 調査の結果

煙樹ヶ浜の松林は、防潮林や防風林という役割であり本町のシンボルであります。この松林を後世に残すためにも、継続調査は必要不可欠であります。

2、調査事件：美浜海岸の浸食現象及び災害対策について

1) 調査の経過

令和3年8月26日の委員会で担当課より、和歌山県による美浜海岸の測量結果についての報告を受け、調査を行いました。

また、令和3年5月28日と令和4年5月27日に、和歌山県による浜ノ瀬海岸における海岸侵食対策についての報告を受け、調査を行いました。

2) 調査の概要

令和3年時点の汀線の変化については、美浜海岸全体では大半大きな変化はなく安定していると思われるが、部分的に陸寄りに後退しているところがあります。

また、土量変化については、2年度より3年度では減少していたものの、初回測量時の平成9年との比較では増加しております。

次に、浜ノ瀬海岸における海岸侵食対策については、令和元年より4年当初予算まで、県より7億5,070万円投じられております。

令和元年度より、県の事業である離岸堤ブロックの製作に着手し、現在、ブロック製作をしながら据付け工事に着手しております。

3) 調査の結果

昨今の気象変動により、越波被害は美浜海岸全体に様々な影響を及ぼすと思われます。今後も重視していく上で、継続調査が必要と考えます。

3、調査事件：西川河川改修について

1) 調査の経過

令和3年3月3日、和歌山県による西川・入山の河川事業箇所の現地視察を行いました。

令和3年5月28日、4年5月27日には、和歌山県の事業である西川流域における河川事業箇所についての報告を受け、調査を行いました。

2) 調査の概要

和田不毛など西川流域の冠水被害対策は、本町の長年の懸案事項であり、担当課より毎年報告を受け、調査を行ってきました。

平成29年秋から令和4年当初予算まで、県より44億550万円が投入されており、現在は、矢板打ち込み、上部コンクリート工事、河道掘削やしゅんせつが施行されています。

和歌山県への委託事業である寺田橋架け替え工事に至っては無事完了し、12月15日から供用開始されております。

3) 調査の結果

長年の悲願である西川河川改修事業は着々と上流に向かい進められておりますが、昨今の大雨を考えれば一日も早い完了を目指し、関係各位と一丸となって取り組んでいくという考えの下、今後も継続調査が必要であります。

4、調査事件：地方創生について

1) 調査の概要及び結果

令和3年、4年と新型コロナウイルス感染症の影響で、計画どおり事業展開ができていない状況ではありますが、引き続き担当課に経過報告を求め、注視し調査を行っていくという考えの下、継続調査が必要であると考えます。

5、委員会として

1) 令和3年9月29日に、台風14号の影響による被害についての報告を受け、調査を行いました。

2) 令和4年11月15日に勉強会としまして、DX（デジタルトランスフォーメーション）について、並びに廃屋についての説明を求め、調査を行いました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員会調査（中間）報告を終わります。

○議長（谷重幸君） 次に、文教厚生常任委員長から委員会の状況について発言を求められておりますので、これを許します。北村委員長。

○文教厚生常任委員長（北村龍二君）

令和4年12月16日

美浜町議会

議長 谷 重幸様

文教厚生常任委員会

委員長 北村龍二

委員会調査（中間）報告書

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

小・中学校教育について

調査の経過

令和3年1月19日、令和4年8月22日、小・中学校の現状の問題点や校舎、教育施設等の現場視察を行いました。

令和3年1月19日調査の概要

最近はあまり問題視されなくなってきたいじめの問題や、学校施設の老朽化等を調査した。

近年では、生徒数も少ないことから、そういう問題も減少してきているがなくなっているとは言えないとの報告を受け、いじめ自体を完全になくしていく努力をしていただき、近年の生活環境の変化、施設面の問題点など浮かび上がる中、学校教育のさらなる充実と発展に今後も取り組んでいく必要があると考えます。

令和4年8月22日調査の概要

ICT教育については、各学校によって、タブレットの使用方法などが異なる反面、積極的に使用している現状でもある。オンラインに関しては賛否分かれているが、情報漏えい、犯罪のきっかけになりかねないという様々な意見が出た。

将来は、教科としてパソコン授業の充実と統一性をもって取り組まなければならない。

このことから、引き続き調査を続けていく必要がある。

ひまわりこども園について

調査の経過

令和3年1月19日、令和4年8月22日、ひまわりこども園の問題点や園舎について現在の視察を行った。

令和3年1月19日調査の概要

コロナ禍の中、園児たちの心身のケアも含め大変な時期であったが、保育士の確保も大変厳しいようである。この背景には、賃金の低さや勤務状況の大変さなどが挙げられた。

基本的には、勤務内容の精査と軽減、事務的業務の軽減をするとともに、抜本的な改革で、正規職員の保育士を増やすことが必要ではないかと感じた。

令和4年8月22日調査の概要

コロナ禍における園内での感染予防の実施とその実情について

園内の感染は非常に少ない一方、家族間での感染経路が多いという。そんな中、園では年齢別に対応している。園全体の閉鎖はない。

園で気をつけていることは、誰と遊んでいたか、手洗いうがいの徹底を心がけている。

また、園児数の減少も注視していかなければならない。よって、引き続き調査継続が必要である。

以上です。

○議長（谷重幸君） 次に、議会広報特別委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。碓井委員長。

○議会広報特別委員長（碓井啓介君）

令和4年12月16日

美浜町議会
議長 谷 重幸様

議会広報特別委員会
委員長 碓井啓介

委員会調査（中間）報告書

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

記

広報特別委員会は、継続調査の申出の対象事件は議会広報についてとなっており、基本的に年4回の議会だより発行のための委員会となっています。

平成30年からは、ホームページ上に会議録の公開、また令和元年からはYouTube上に一般質問も公開しています。

毎年行ってきた町村議会広報研修会については、コロナ禍のため令和2年、3年は中止としましたが、令和4年7月20日役場会議場において、東京の研修会場とオンラインで結び、初めてのオンライン研修会を行いました。

今回は、例年の町村議会広報研修会ではなく民間の研修会であり、例年とは目線の違ったよい研修会だったと思います。

主たる活動としている議会だよりの編集については、開かれた議会という普遍の目標を見据え、また住民の方々に興味を持っていただくため、目を引く紙面、興味を持ってもらえる情報、分かりやすい記事为目标に研さんを重ねていかなければならないと考えています。よって、引き続き継続調査とします。

以上。

○議長（谷重幸君） 次に、地震津波対策特別委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。谷進介委員長。

○地震津波対策特別委員長（谷進介君）

令和4年12月16日

美浜町議会
議長 谷 重幸様

地震津波対策特別委員会
委員長 谷 進介

委員会調査（中間）報告書

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をいたします。

1、調査事件：地震津波対策について

①調査の経過、令和4年6月28日に上田井地区区高台の現地視察を行い、防災まちづくりみらい課より、津波避難施設に関する整備について報告を求め調査を行った。

②同年10月31日に串本町役場、11月1日に和歌山県土砂災害啓発センターの視察研修を行った。

③同年12月1日に防災まちづくりみらい課より、上田井地区津波避難タワーの工事について報告を求め現地視察等の調査を行った。

④調査の概要（意見）として中間報告とする。

当町の地震津波対策における一時避難場所に関して、本年度末をもってまず充足できる現状と評価できるが、今後も地震津波対策技術の調査並びに迅速な避難行動につなげ支える運用技術の研究、調査、一時避難場所の充実が必要であり、継続調査が必要と考える。

意見としては、地震による住宅等の倒壊、それらに起因する人的被害への対応が不十分であることから、その対応や住民への啓発のさらなる充実を求めたい。

以上です。

○議長（谷重幸君） 任期中最後の定例会ということで、私のほうから一言挨拶をさせていただきます。

1期4年にわたりまして、私に議長の職をお預けいただきましたこと、また、その間、皆さんの協力、ご理解、時にはご指導もいただいたことと思います。本当に感謝を申し上げます。何とかこの1期4年議長を終えれそうで、まだもう少しありますが、重ねて感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部の皆さんにも、この議会運営に関して様々なご協力をいただきましたこと感謝を申し上げます。

また、事務局前井田局長、現野田局長共々事務の皆様にもお世話になりましたこと、改めて感謝を申し上げます。

時代はと始めると長くなりますので省略いたしますが、とにかく、町の抱えている課題も含めて、時代はさらに厳しくなっていくと思います。我々議会が果たす役割、これも同時に、今後さらに大きくなっていくものと考えます。

この前におられる皆様は、次の選挙にも出られる方が大半であると思います。町長も選挙であります。皆様がまたそろってこの議場に戻って来られますこと、当選されますことを祈念して、私の挨拶といたします。本当にどうもありがとうございました。

（場内拍手）

引き続き、町長から発言を求められていますので許可します。町長。

○町長（藪内美和子君） 貴重な時間を頂戴し、ありがとうございます。

本日、さよなら議会を終え、議員の皆様には、ご審議、ご承認賜りましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、1期4年、住民の皆様、議員の皆様、職員の皆様に変にお世話になりましたことを、心より感謝申し上げます。この4年間、皆様に支えていただきながら、無事1期最終

の議会を終えることができ感無量でございます。1期4年、あっという間でした。1年目は無我夢中で走り続け、2年目、3年目はコロナ禍で少し立ち止まり、4年目は少しずつではありますが、前へ歩き出したという感じでございます。至らない私を頑張れよと、また、体大丈夫と優しく声をかけてくれた住民の皆様、ご理解、ご協力いただきました議員の皆様、的確な指示をいただいた、副町長、教育長、何事も一生懸命に公約のほとんどを進めていただいた職員の皆様に深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

来年2月の選挙において、再度、住民の皆様のご信任をいただけることができればと願っております。この議場で、次期出馬予定の議員の皆様と、またお会いできればと願っております。

最後になりましたが、皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午後〇時〇二分閉会

お疲れさまでした。